

別表 助成金の交付額（第3条関係）

ドライブレコーダー導入促進助成金交付額一覧表

区 分		助 成 額
解析機器	一 般	1セットあたり10万円。 ただし、その価格が20万円以下のものは、その1/2の額。（万単位未満切り捨て。） 1会員あたり1セットを限度とする。
	EMS用機能を有する解析機器等	EMS用機器助成とは別に、ドライブレコーダー機能を有しないEMS用機器との差額の1/2の額。（万単位未満切り捨て。） 上限10万円。 1会員あたり1セットを限度とする。
車載器（カメラ）		車両1台あたり2万円、ただし、購入価格を限度とする。 1会員あたり20台を限度とする。

* いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。